

平成24年第1回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

平成24年1月25日（水）午後3時

庁舎分館2階大会議室

2. 委員の現在数

18名

3. 出 席 委 員

1番	大野木	奥	治	2番	茅	野	理
3番	根	本	勇	4番	田	口	重幸
5番	森		正昭	6番	印	南	宏
7番	三	須	清一	8番	甲	斐	俊光
9番	斉	藤	隆	12番	阿	曾	敏夫
13番	渡	辺	陽一郎	14番	渡	邊	光雄
15番	増	田	忠夫	17番	須	藤	喜一郎
18番	小	池	良雄	19番	高	田	勝禧

4. 欠 席 委 員

10番	染	谷	智一郎	11番	新	堀	政夫
-----	---	---	-----	-----	---	---	----

5. 出席事務局職員

局 長	海	老	原	美	宣
次 長	飯	塚			豊
次長補佐	大	野	祐	信	
農地係長	花	嶋	孝	雄	

6. 会議に付した議案等

審議事項

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第3号 平成24年度我孫子市農業施策について（建議）

報告事項

- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する
専決処分について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する
専決処分について
- 報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 4 号 軽微な農地改良の届出について
- 報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可について
- 報告第 6 号 農地パトロール調査結果について

議長 朝夕厳しい寒さになったこのごろでございます。きのうおとといでしたか、この辺には珍しい雪となり、356の交通も大分渋滞して大変だったと思います。そんな中、きょうは委員さん方には本年度最初の総会ということで、出席ご苦労さまです。本年もどうぞよろしくをお願いします。

それでは、開会します。ただいまから平成24年第1回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は16名ですので、委員総数の過半数を超えているため、総会は成立しております。

初めに、会議規則第26条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を議長から指名させていただきます。

15番 増田忠夫委員

17番 須藤喜一郎委員

よろしくをお願いします。

それでは、議事に入ります。

最初に、議案の審査をいたします。

本日の議案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の目次をごらんいただきたいと思います。1枚めくっていただきます。

本日ご審議いただく案件は、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」から第3号「平成24年度我孫子市農業施策について（建議）」までの3議案についてご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第1号の「農地法第4条第1項7号の規定による転用届出に対する専決処分について」から報告第6号の「農地パトロール調査結果について」までの6項目についてご報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長 当局からの議案説明については以上で終わりました。

それでは、議案第1号及び第2号の第3部会での審議結果について、須藤副部長から報告をお願いします。

須藤副部長（第3部会） それでは、議案第1号及び第2号の部会での審議結果について報告いたします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」報告いたします。

議案書は1ページから2ページ、議案資料は1ページから4ページになります。

申請地は、岡発戸新田字峠下地先の田畑8筆で、申請面積は2,245㎡です。

転用目的ですが、申請地は岡発戸市民の森、南側に位置し、南北を道路に挟まれた田畑で、水稲及び季節野菜を作付しているところではありますが、周囲の土地より地盤が低く、雨水を集めてしまうため、農地造成を行い、地盤面を平均80cmくらいかさ上げするものです。

搬入する土砂は柏市大青田地先より発生する建設発生土で、土砂の安全性については地質分析結果を確認しております。

土砂の搬入につきましては、搬入車両4t車及び中型車を使用し、周囲を防護さく、バリケード等で囲み、地元住民には迷惑がかからないよう施工する計画になっております。

埋め立て期間についてですが、工事期間は許可後から5月末までを予定しており、農地造成後は水稲及び季節の野菜の作付が計画されております。

農地造成に係る費用は搬入者がすべて負担するもので、申請者の負担はありません。

他法令の関係では、市の埋め立て条例が該当し、現在、手賀沼課に申請しています。

申請地を確認し、申請内容をもとに審議したところ、第3部会では全員一致をもって許可相当であるとの判断をいたしました。

続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」ご報告いたします。

議案書は3ページから6ページ、議案資料は5ページから7ページになります。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して農用地利用集積計画（案）の適否についての判断を求められています。

申請の権利内容は、新規設定が4件、申請地が都部新田字五本松下地先の田13筆、申請面積は2万187㎡です。

賃借料は、整理番号1が無償、整理番号2が10a当たりJA出荷の90kgの価格です。整理番号3及び4は、10a当たりコシヒカリ60kgです。

以上のとおり、計画内容は権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よって、第3部会では全員一致をもって決定相当であるとの判断をしました。

以上で第3部会で審議した結果の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 以上、議案第1号から第2号までについて副部長から報告がありました。

続きまして、議案第3号「平成24年度我孫子市農業施策について（建議）」の役員会の調整内容について、私から報告いたします。

議案書は7ページ、議案資料は別添、我孫子市農業施策に関する建議書でございます。

役員会を2回開催し、委員の皆様からのご要望を受け、内容の調整をしてみました。その結果、建議の3項目、「耕作放棄地対策の推進」「原子力発電所事故に伴う被害への対応」「農業委員会の体制整備について」を役員会では全員一致で建議することにいたしました。

以上、議案第1号から議案第3号までについて、副部長及び私から報告をさせていただきました。

ただいまの議案案件に対する質疑を一括して求めます。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

阿曾委員さん。

阿曾敏夫委員 別紙の末尾のほうに、本建議は日ごろから農業委員会活動で収集した意見・要望をもとに耕作放棄地のようなこと。要望をもとにとということで、今回これ建議書の案ができたわけですが、従前やっていたのは各委員からやはり建議してもらって、それをまとめて集約したものが建議の案として委員会にかけていたものが、一足飛びにこのような結果になったということについては、こういうふうにしなさいと指導か何かあったんですか。

議長 事務局。

事務局 阿曾委員のご質問なんですけれども、星野順一郎市長に出す建議案の一番最後から5行目になりますね。本建議は日ごろからの農業委員会活動で収集した意見・要望をもとにとということですよね。これは阿曾委員とか会長とか皆さんがふだん話されていることをまとめたという表現でいるつもりなんですけれども。

阿曾敏夫委員 従前の建議の案をつくる時には、各委員に建議の意見というものを求めてから集約したものが農業委員会の総会に諮られて、建議という形になっていたんですが、今回初めてこういうケースで出されたから、従前やっていたことと違うことに、一足飛びにこういう形になったってことは、指導か何かそういう案があったのかということをお聞きしたわけです。

議長 事務局。

事務局 失礼しました。前回12月25日の総会で皆様にお申しまして、例えば会長と役員

会で作った案を皆様にお示しして、このほかに皆様が気づいたことがあったら、柏市、流山市の建議書を参照に上げてくださいますというの1月16日までをお願いしてありました。それで、残念ながら皆さん意見がなかったものですから、12月25日時点の案のままこちらへ出させていただいたという経過です。

阿曾敏夫委員 わかりました。それじゃ、建議の内容の中に入れてもらいたいということは、実はきょう午前中道路課のほうからと放射能対策室のほうからの説明で、U字溝の土砂を中峠地先にあるクリーンセンターのところに保管したいというような話がありましたもので、今議会でも問題になっておりますが、当農業委員会としてもそういう問題、相島新田の問題にしても、農地汚染の問題もありますし、仮に中峠地先に、クリーンセンターにU字溝の土砂を持ってきちゃ困るとというのが、きょう午前中に大分うちのほうの役員の中でも反対の意見が強かったもので、ぜひこの建議の中に入れてもらいたいという、私からの切なる願いをここで皆さんに申し上げるような次第なんです。

単なるこれだけじゃ、とにかく放射能どうのこうのなんてことも書いてありますが、現実には農地の汚染というのは非常に我々農業委員としても、地域の代表として汚染されるのが一番怖いわけです。その辺もこの案の中に、最後でもいいですから入れていただきたいなと思って、そういう話も各委員への啓蒙にもなればと思って申し上げたような次第です。

議長 その件について、これは追加というわけじゃないですけども、いろんな意見まだまだあるかと思えます。その辺を取りまとめて、また調整もするし。

阿曾敏夫委員 ぜひ放射能対策という話の中で、うちのほうの地先、今、布湖工区の汚染されるようじゃ困りますから、市長あてに一つアトラクションじゃないけれども、建議の中に入れてもらえればということで要望したような次第ですから。

議長 わかりました。また役員会、あるいは事務局と検討の結果、そういう方向に持っていきたいと思えます。そのほか何か意見ありますか。

印南委員さん、どうぞ。

印南 宏委員 議案第1号の農地造成について確認したいんですが、先ほどのご説明ですと、第3部会のほうでももちろん全部賛成にはなっているんですが、これはあくまでも搬入者のほうで費用負担をして、受けるほうは譲渡人としても〇〇さんのほうは費用等は発生しないということによろしいんですね。確認なんです。

須藤副部長 そうです。

印南宏委員 それで、持ってくる土、入れる土は柏市のほうの土だということでありましたが、市議会のほうでも日秀新田のほうでも市民農園の絡みで土があるわけですけども、ここに入れる土についての検査結果の報告いただいていたけれども、土の内容については報告書だけの確認なんですか、それともムキツの問題も含めて、放射能の問題も含めて、どのような結果を確認をしていらっしゃるのか確認したいと思います。

須藤副部長 それはちょっと細かく数字があればそちらで、事務局のほうで説明してください。

議長 飯塚次長。

事務局 事務局のほうから申請書をちょっと説明させていただきます。

添付資料としまして、地質分析（濃度）結果証明書と。証明者が、あと千葉県の認可をいただいている、これは判こが重なって見づらいですけれども、会社名、確かな分析機関が分析したものであると。それと、放射能まではちょっと今、届いてないようなところだと思います。すみません、推測で。

印南宏委員 一つは、その証明書の写しがいただけたら1枚いただきたいと思うんですが、いかがですか。

須藤副部長 大丈夫ですね。

印南宏委員 なぜそんなことを聞いたかという、市民農園にするところに土を入れているのも、トヨクニさんだと思うんですね、同じ土。トヨクニさんのほうの土そのものはすぐに農業に適さない土だということで、2年間ぐらいは市民農園に入れた土については基本的には土そのものを農業に適した土にするために、無料で農園のほうの貸し出しをするんですけども、土づくりからやってください。それがいいとか悪いとかじゃなくて、そういうような土だったので、今回入れた土の内容も含めて、同じような土なのかどうかという確認をしたかっただけです。

以上になります。

議長 ありがとうございます。そのほかございますか。

渡邊光雄委員 今、放射能のお話で関連することなんですが、手賀沼課はこの土質についての調査はどのようにやっているのかお伺いしたいんですけれども。やっているかどうか、またどのような対応でやってきたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長 事務局、何かそういう前例でもいいですけれども、データがあったら。

事務局 ただいまの渡邊委員のご質問なんですけれども、手賀沼課のほうで所管しています土壌の汚染に対する条例をもとに、当然許可して埋め立てしていいですと。それ終わった後にその地区、埋め立てした場所を任意に5点決めまして、そこからとれたものを検査すると。検査結果、基準を超えているとだめよと、違法なものを入れちゃだめですよという基準はあると聞いております。

以上です。

渡邊光雄委員 その辺が、資料があった。じゃ、これに該当して、これはちょっと中をよく見ないんですが、この基準でやっているということなんですね。

事務局 それと同じですね。

渡邊光雄委員 じゃ、搬入した前のものを調査するようになるのか、それとも搬入された後のものを対応するのか、どちらか、その辺をお伺いしたいんですよ。

議長 事務局。

事務局 搬入する前は、今お配りさせていただきました機関が証明したもののなんです。先ほどご説明したのは搬入後です。搬入作業した後にそういう報告をして、初めて事業完了という形になるということでございます。

渡邊光雄委員 もう一回確認で聞きたいんですけれども、じゃ搬入前はやらないということなんですね。

議長 事務局。

事務局 手賀沼課のほうは搬入前はこの証明書と一緒にですね。手賀沼課も添付資料として

これで受けて、搬入後はまた別に民間機関に判定してもらったやつを上げなさいよという指導をしているという形です。だから搬入前と搬入後の2回やるということですね。1つの申請で2回ということになります。

渡邊光雄委員 前後はやるということだね。じゃわかりました。

議長 そのほかございますか。何か意見ありますか。

(なし)

なければ、部会長は自席にお戻りください。

(須藤副部会長 自席に戻る)

それでは、議案第1号から順次採決いたします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することにいたしました。

なお、原案どおり許可相当となりました議案第1号は、千葉県農業会議へ諮問いたします。

議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」採決します。

決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり決定することといたしました。

議案第3号「平成24年度我孫子市農業施策について」採決します。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは、再開します。

建議について、継続審査とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、継続審査することにいたします。

以上で審議案件については終了しました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 それでは、報告1号から6号までについてご報告いたします。

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、議案書8ページの2件、転用目的は共同住宅が1件、登記もれが1件の届け出です。

続きまして、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書9ページの2件、転用目的は一般個人住宅の2件の届け出です。

以上、転用届出につきましては、我孫子市農業委員会事務処理規程第7条の規定に基づき書類を受理いたしましたので、報告させていただくものです。

続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、議案書10ページの1件になります。こちらは、農地法施行規則68条第1項の規定による解約通知があったものです。

内容については、平成22年3月に農用地利用集積契約の賃借権を設定しましたが、双方合意のもと、平成23年12月1日に解約したものです。

続きまして、議案第4号で出しました報告第4号になります。「軽微な農地改良の届出について」は、議案書11ページの1件です。

申請地は、下ヶ戸大谷原地先の田、約297㎡を建築発生土で、盛り土の高さ80cm埋め立てするものです。埋め立て後は畑地とし、季節の野菜を作付予定しているところです。

続きまして、報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」は、議案書12ページの1件になります。

こちらは平成24年1月16日付で許可書を発行しましたので、会長専決規程第3条の規定により報告いたします。

続きまして、報告第6号「農地パトロール調査結果について」は、議案書13ページになります。

ちょっと数字が細かいんですけども、平成23年9月から11月まで農地パトロールを皆さんのご協力をいただき実施させていただきました。平成23年度に新規に確認された耕作放棄地は、田畑合計で24筆、1万8,579㎡、解消を確認された田畑、合計30筆、2万890㎡でした。今現在確認されている耕作放棄地の田畑の合計は1,105筆、50万7,466㎡になります。

なお、平成23年度に確認された耕作放棄地の農地所有者45名については、文書にて通知をさせていただく予定になっております。

以上でございます。

議長 ただいま事務局より報告がありました。

ただいまの報告に対してご意見がありましたら挙手をお願いします。

阿曾委員さん。

阿曾敏夫委員 報告第1号の整理番号2番、湖北台1丁目16-1ということで、転用の目的、登記もれと書いてありますが、この登記もれという用語は私も調べてみましたが、私も土地家屋調査士にも照会して、私は私なりに登記の用語辞典で調べてみたところ、登記もれという言葉は、通常登記もれとは言うけれども、登記の錯誤と遺漏とかということで用語になっているんですが、登記もれの内容というのはどういうことなんですか。

第1点は、登記もれという用語がないんですよ。それがこういう議案書という公文書の中に登記もれという記載が非常にまずいんじゃないかなということで、正規の用語を使ってもらいたいということの内容について、この2点伺います。

議長 事務局。

事務局 まず第1点目、用語なんですけれども、うちのほうでもちょっとこれ悩みまして、事務局のほうでも。登記申請もれなんですよ、正確には。

阿曾敏夫委員 これが用語の辞典ですけども、私も質問しようかと思って土地家屋調査士に聞いてみたところ、登記もれという用語はないよと。

事務局 これは区画整理をやった後、やられない方もいらっしゃったということなんですよ。駅に近いところなんですけれども、登記を先代がされなかったということを表示したままでなんですけれども、これ正確に、今度用語につきましては気をつけます。

阿曾敏夫委員 用語は統一されているわけなんです。だから、こういう公文書になる議案に登記もれという通称が使われている。登記もれだといえればあれだけでも、こういう議案書となればやはり遺漏によるとか登記の遺漏という形にしないと、公文書そのものなわけですよ。これから十分注意して考えて記載してくださいよ。

事務局 承知しました。この表現については気をつけたいと思います。

2点目も先ほど言いましたように、区画整理が終わった後の先代が登記されなかったということでございます。ここで一応しっかり整理しておきたいというのが相続人の方のご意向で申請されたという形です。

阿曾敏夫委員 いや、本人の申請じゃないんだけど、本人と3日前に出会って確認し

たんだから、これはどうなんだろうかと調べようという話があったので、内容についても登記もれだよというふうに。

議長 事務局。

事務局 これは私もご本人を知っていますけれども、ご本人が窓口申請に来ました。

阿曾敏夫委員 今回調べた内容について、どこがどうだ、〇〇ちゃんが今相続で悩んでやっているわけ。

事務局 その〇〇ちゃんとおっしゃいました〇〇〇さんが申請に来たということです。ご本人でよろしいですね。

阿曾敏夫委員 本人が来たってわからないだよと言うからね、登記もれという用語そのものを、用語の登記もれというのは〇〇ちゃんも知らないから、その辺を包含して登記もれという用語にしたのかなと思ったから。登記も今は遺漏でしかないわけなんです。それには定められた法律のもとに登記があるわけ。その使い分けをちゃんとしてください。

事務局 このような大事な用語を、ここで公文書で使う用語につきましては、法務局等も確認して、しっかりした表現をしていきたいと思っています。以後また気をつけたいと思っております。

以上です。

議長 そのほかございましたら。

ワタナベ委員。

渡辺陽一郎委員 農業委員の方には〇〇ことで大分ご心配されているかと思えますけれども、書面にしていないのは途中経過ということでご理解いただきたいと思えます。昨日、〇〇と2回目のお話が持たれまして、こちらから提示した3点、以前借用した農地の地権者との関係改善であるとか、以前雇用関係にあった人たちの関係改善、それから第3の地域住民との関係改善というようなことで書面を求めましたところ、それぞれ細かい説明を求められましたので。要するにどういうところを出してもらいたいと、そうしてもらいたいと農業委員会で報告できないよということで話しましたところ、1点目に関してはとにかく地権者との話し合いで、3月末になるとその一方のほうの土地の代金が全部支払い終

わかりますから、その支払いが終わらないことにはその方が納得をして判こを押してくれないんで、ちょっと待ってくださいということを言われましたので、ではこの書類がそろわない、それまでの間はこちらも動かせませんよということで、〇〇も納得されまして、3月末の地権者との書面、確実に地代をいただきましたと。

そして、もう一方に関しては話をすればわかっていただけるんで、その人との話し合いの結果に関してはそのときに一緒に書面に出してくれるということでしたので。要するに3月末まで調整委員としてはちょっと動けないかなと思っております。ということでご報告いたします。

議長 そのほかございますか。

(なし)

意見がないものと認めます。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

それでは、委員の方から何かありますか。これで締めちゃって大丈夫ですか。

(なし)

事務局 ちょっと事務連絡ですけれども、テーブルの上にごございます農業委員の業務必携につきましては、これは農業委員会の業務をわかりやすく解説した冊子でございます。それと、もう一つはカレンダーでございますが、これ農業会議から送付されましたので、皆様にお渡しします。

以上です。

事務局 私から2点ほどございます。

1点は、毎月ご報告になっちゃうんですけれども、ネドホリジリの案件については社長並びに代理人に連絡していても連絡がとれないということで、取り下げするのか事業を進めるのか、こちらもはっきりしない状況です。引き続き連絡をとってみます。一番困ってしまうのは、協力されてきた土地所有者の方ですから、斉藤委員にも聞かれているんですけれども、農地所有者の方は事業者の社長に連絡するしか今のところないということです。

以上と、あと新堀部会長が、第3部会長が大分お休みになられています。皆様、大体腰痛で腰の治療でお休みになっているということをご存じだと思うんですけれども、正確にお伝えしてなくて申しわけございませんでした。10月ぐらいから野田で1回手術されまして、それでも治らなくて、今度柏で手術されて、それで今はご自宅の近くの平和台病院、あちらのほうに来ている状況です。もう少し時間がかかるそうです。

以上です。

議長 それでは、閉会といたします。長時間にわたり大変ご苦労さまでした。